

# 「年をかさねし狐狸の業ぞかし」考

——西鶴と出版統制令に関する一考察——

森 田 雅 也

## 一、はじめに

『好色五人女』巻二は大坂を舞台に展開される樽屋おせん物語である。巻二の二「踊はくづれ桶夜更て化物」では、その冒頭で大坂天満の七つの化け物について、以下のように紹介されている。

天満に七つの化物有。大鏡寺の前の傘火、神明の手なし児、曾根崎の逆女、十二丁目のくびしめ縄、川崎の泣き坊主、池田町のわらひ猫、うぐひす塚の燃からうす、是皆年を重ねし狐狸の業ぞかし。世におそろしきは人間、ばけて命をとれり。

(波線は森田)

一つめの大鏡寺の前の傘火は、燃えている傘が浮遊でもしているか、傘と人魂の怪かわからないが、見えて不思議ではない怪異である。大鏡寺は、『曾根崎心中』にも出てくる大坂三十三所の第六番の札所で、当時の大坂を知る人にとっては、大坂の名所の一つと違ってよからう。見た人が実際にあったり、すでに巷説にありがち、評判になつてきた可能性は十分に考えられる。

「年をかさねし狐狸の業ぞかし」考

続いて、二つめに神明の宮の手なしちご、三つめに曾根崎の逆さま女、四つめの十一丁目（西天満の町名）に首しめ縄、五つめに川崎（北区川崎町）の泣き坊主をあげているが、これらも当時の大坂に実在する場所で、どの怪異も非現実的と言いつれもない怪異である。

ただ、逆さま女は想像しがたいかも知れない。しかしこれも、すでに信多純一氏がご指摘されるように、『因果物語』や古浄瑠璃『他力本願記』などの「さかさ幽霊」が井戸や川などに逆さまに落とされ非業の死をとげた亡者の姿であることを当時の人々は了解しており、殊更特異な怪異とは言えないのである。

六つめの池田町（北区）の笑い猫、七つめの鶯塚（北区長柄東）の燃え唐臼も容易に想像がつく怪異で右の怪異と同じく、出会う可能性のありそうな化け物といえよう。

これら七つの化け物を羅列した後、それらの恐怖を語ることもせず、西鶴は「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」として簡単にまとめている。

このまとめ方はいかなる理由によるのであろうか。

従来、この部分はさほど重視されず、続く「世におそろしきは人間、ばけて命をとれり」を高く評価し、『西鶴諸国はなし』序文の「人はげけもの、世にない物はなし」や『好色盛衰記』巻一の三「世に人程化物はなし」とともに、西鶴の人間観察の深さを知るところとして注目してきた。巻二の二の話の展開上もそちらの方が要である。しかし、ここでは「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」の方に注目してみたい。

そこでここに一つ、理由として仮定をあげるなら、「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」は怪異を語るときの常套句的に使われており、怪異の要因というよりは、怪異現象に遭遇した者が実際あったり、これからあったとしても、それは昔より語られる「狐狸」の類の仕業である、恨みを持った幽霊や化け物などはこの大坂にはいない。皆安堵す

るようにという効果があったのではないかと考える。

大都市における怪異の無用な煽動は人心を惑わし、攪乱する。それを鎮めるための「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」という一文ではなかったかと仮定するのである。

それでは、その必要性はどこからくるのかとなると作家西鶴と出版統制令との関係ではないかと考えている。ここで今田洋三氏<sup>(1)</sup>が日本の最初の出版統制令として紹介される、明暦三年七月に京都で出された触をあげる。

條々

一、和本之軍書之類、若板行仕事有之者、出所以下書付、奉行所へ指上可レ請知事。

一、飛神・魔法・奇異・妖怪等之邪説、新義之秘事、門徒又者山伏・行人等に不限、仏神に事を寄、人民を妖惑するもの類、又ハ諸宗共に法難ニ可成申分、与力同心仕之族、代々御制禁之条新義之沙汰ニあらざる段可レ存弁其旨事。

(以下一条略——磔打ちあい禁止——)

右条々違犯之族於有之者可レ為曲事者也。

明暦三年丁酉二月廿九日

下京 佐渡印  
町中

この条によれば、「人民を妖惑するもの類」は、取り締まられるようになっていく。読者がつけばつくほど、作品の影響は一人歩きしていく。その効果は大きいと考えてよい。

もちろん、当時、西鶴に先行して、いわゆる百物語のような口承系の怪奇小説や『伽婢子』のような中国怪奇小説の翻案物など優秀な怪異物が出版されていることは事実である。

それらが明暦に続く、天和の統制令や貞享の統制令でも姿を消さなかったことも事実である。しかし、西鶴が彼らと軌を一にしているかどうかは疑問である。

「年をかさねし狐狸の業ぞかし」考

近年の西鶴研究において、西鶴と出版統制令との関係は、西鶴のカムフラージュとか自主規制として作家西鶴の側に認められるところとなっている。

西鶴が出版統制令に対して、何らかの統一した意識があつて、「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」とまとめたこと仮定することはできないであろうか。

以下、右の仮定を都市と狐狸をキーワードに検証していくものである。

## 二、『男色大鑑』卷二の二「傘持てもぬるる身」考

『男色大鑑』卷二の二「傘持てもぬるる身」は、明石藩を舞台としている。怪異の場面は以下のように展開している。

ある夕暮れ、風待つ亭に、前髪あまためしよせられ、名所酒数かさなり、御遊興の折から、にわか星の林も影くらく、人丸の社の松さはぎて、風なまぐさく雲引はゆるる中に、一眼の入道、軒端まぢかく飛来たり。左の手を二丈あまりもさしのべて、一座の鼻をつまむ事興覚て、先殿の前後をしゆごし、常の御居間に、取いそぎて入らせたまふ。跡地ひびきして、山も崩るることし。

夜半過て、御築山の西なる桜茶屋の楯戸を破りて、幾年かふりし、狸の首切はなされて、今に牙をならし、すさまじき有様を言上申せば、「扱は今宵のしんどう、其わざなるべし。誰かしとめけるぞ」と、御家中僉議あれども、此手柄申出る人もなく、あたらし名を埋みぬ。(波線は森田)

これを要約すれば以下である。殿様と小姓が夕涼みしているところに、大きな一つ目入道があらわれて、鼻をつまんだ。殿が居間に入られた後、大きな音がして、お築山の西にある桜茶屋の杉戸を破って古狸が入ってきたので首を切った。そのことを殿に申し上げると、「さては今夜の震動はその狸の仕業であつたか、誰が仕留めたか」と、御家

中をお調べになったが、誰も申し出ず、せつかくの功名も埋もれてしまった。

この怪異を常識的にとらえれば、「一眼の入道」と「幾年かふりし、狸」は同一とすべきであろう。「幾年かふりし、狸」が「一眼の入道」として悪ふざけをして、勢いあまり、杉戸にぶつかり、成敗されたと読むのである。

しかし、「一眼の入道」の話と「幾年かふりし、狸」が杉戸を破った話を別々の話とすることもできるはずである。まず、「一眼の入道」が暴れ、同じその夜、「幾年かふりし、狸」が暴れ、成敗されたと読むのである。

明石市に現在残る明石藩の記録や民話に、この一つ目入道や古狸の怪奇話は見出せない。それは、フィクションで西鶴の創作によるのだとすればそれまでであるが、明石出身で明石城間近で育った論者には、逆にこの話がノンフィクションである可能性を思う。

まず、狸が破った「桜茶屋」であるが、対訳西鶴全集が注記するように「城内の庭園の桜のほとりにある茶屋」とするのが、一般的であろう。

しかし、明石城は小笠原忠真を城主とし、元和五（一六一九）年よりの本格的な築城工事の折から、その背後を守る堀として、「桜堀」を有していた。歴代の明石藩主の御殿は、居屋敷廓として明治まで残る（現在の明石球場付近）が、それは寛永八（一六三二）年の御殿焼失以降のことであり、それ以前は本丸にあった。後の居屋敷廓に「築山」があったことは古図面からも明らかであるし、梁田葦州の五言絶句で知られている。焼失する前の御殿にも同様の「築山」があったと考えてよいであろう。「桜茶屋」が桜堀に面したものとすれば、「御築山の西なる」とびったりと符合する。もし、寛永八（一六三二）年以降では、北西もしくは北となり、符号しないという事実が判明するのである。

そこで、この話が寛永八（一六三二）年以前の明石城とすれば、本丸に「常の御居間」があったことになる。本丸

は現在の明石城、つまり角櫓に囲まれていたが、高台である。夏向きに「風待つ亭」があったことは十分に考えられる。東に目を転ずれば「人丸の社」が見える。その方角から一陣の風とともに「一眼の入道」があらわれるのである。

明石城本丸と「人丸の社」を結ぶ線上、二点のほぼ中間に現在、神戸大学付属中学校が建つ小高い丘がある。昨年九十二歳で亡くなられた小山鈴子氏<sup>2</sup>は、この近所に住み、大正時代、現在の神戸大学付属中学校に隣接する神戸大附属小学校に通っておられた。お話では、子供の頃のこの小高い丘はうっそうとしており、誰言うともなく見越し入道を封じたという古い祠があったと教えていただいた。

見越し入道と「一眼の入道」は違うものの、これが一致すれば存外、『男色大鑑』のこの話は一六〇〇年前半に実際に起きた事件として巷説では有名ではなかったかと考える。

ただ、そこには明石藩主ならびに明石という都市に住まう人々への配慮が働き、西鶴としては、非常にリアルな形で「幾年かふりし、狸」を出し、「一眼の入道」の怪異すらも古狸の仕業と取れるように読者を誘導し、狸話としてまとめたのではあるまいか。

あるいは藩主自身が「扱は今宵のしんどう、其わざなるべし」と宣言して、「一眼の入道」の怪異までも古狸の悪戯とし、人心を落ち着かせた藩主の行動までが巷説であったかも知れない。

江戸時代の明石藩自体は、十万石前後の譜代、親藩であったが、海路では明石海峡を擁して瀬戸内の海上交通路の要であったし、陸路でも機内の最西端として旅人の往来も多かった。西鶴にとっても芭蕉も訪れるなど俳諧も盛んで情報源に事欠かないだけでなく、何よりも大坂に近い。巷説ともなれば、明石一国にとどまらず、その噂は一両日で畿内、西国のものとなる。その意味で明石は当時の上方の衛星都市といえよう。

この明石という都市で身近に起きた怪異譚を、庶民が納得するように「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」と同様の古狸の話に仕立ててことは、やはり明石藩に対する配慮とともに、幕府の出版統制令にも配慮した西鶴のカムフラージュではなかったかと考える<sup>(3)</sup>。

### 三、『本朝二十不孝』巻四の四「本に其人の面影」考

『好色五人女』及び『男色大鑑』で分析した古狸話の方法は、『本朝二十不孝』巻四の四「本に其人の面影」でも確認できる。

要約すれば以下である。松前の武士の家に作弥・八弥という美しい若衆の兄弟がいた。父を亡くし、ついで母も亡くしたが、この家にその母が夜な夜な幽霊として出てくるという噂が立った。兄弟もついにこの母の幽霊を見、兄の作弥が成仏を願うのに対し、弟の八弥は半弓でこれを射た。射たところの正体を見ると年を経た狸であった。このことが国守のお耳に聞こえ、文武の達人が集まって評議された。その結果は兄の作弥が再び現れた母を悲しんだのは武士の誠の心底で、弟の八弥はたとえ変化でも親の形に弓を引くとは不孝と、兄にはとりあえず二十人扶持を与え、弟は取り立てもなく、この国を立ち退くことになったというものである。

本来の親不孝話を逸脱していると思われるが、この典拠が、『宇治拾遺物語』<sup>(4)</sup>や古狸話<sup>(5)</sup>によるとすればそのような理解できる。しかし、この話ではそのような典拠による組み立てというより、母の幽霊話が意図的に形成されているといえる。実際に本文からは母の怪の描写が大変執拗であることが指摘できる。母の生前の姿は

此形、二人の若衆とは各別違ひ、勢たかく、瘦かれて、色あをざめて、顔ながく、常さへ醜かりしに、此たび愁に沈み、髪かしらを其のままに、身を捨てれば、すさまじげになりて、他人は見るさへ嫌ひぬ。

と描写されている。夫に先立たれたこともあって、愁いに沈み、風体かまわぬ上に、日頃の薄気味悪い容姿が重なり、すでに恐ろしい幽霊の形相ができあがっている。

また、この母の死後、近所の者がこの母の幽霊に遭遇する場面も、

其夜は、雨ふりて、物淋しく、近所に人の歎きをかまはず、月待して、音曲のかずかず過て帰るに、臆病者共、何が目に見えける、「作弥・八弥が母人の幽霊来る」と、仮初に云出し、其後は、「我も見し」「人もあひつる」と、よしなき取ざたをして、夜に入れば往来とまりて、所の噪きとなれば、……

と、怪異に出くわす夜の雰囲気、近所で幽霊話が広まる様子が丹念に描かれている。

ところが、これらに比して八弥が母の幽霊を射殺す場面では、

かひがひ敷枕に有し半弓つがひ、放ちければ、形ちは消て、ばつと光あり。立よりてみるに、年ふりし狸の鼻筋より射通し、……（波線は森田）

とあり、狸話にしては、狸の恐ろしき物の怪の様に欠けている。

これは、「年ふりし狸」の悪戯であり、ここまで確認してきた「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」のパターンにあてはまるのではなからうか。

つまり、「松前のある武士の家に美しい若衆兄弟がいて、その母が亡くなると、夜な夜な幽霊として現れた。」という噂が実際にあって、それを作品化するにあたり、西鶴が松前藩に配慮して、幽霊話を古狸の仕業としたのではあるまいか。

そう考えれば、城下町で起こった物の怪話を古狸の話として処理しているという点で、『男色大鑑』巻二の二と『本朝二十不孝』巻四の四の構造は酷似している。



当時、松前藩は江戸からは遠いが、大坂からは海上交通でつながるなじみ深い場所であったはずである。『西鶴諸国はなし』の序文に「松前の百間つづきの荒和布」が出てくるが、日本海航路あるいは北廻り航路を経て直接大坂に入る昆布は、松前昆布として、早くから大坂名物であった。船人から得る松前の情報は、存外多かつたはずである。

江戸時代の松前は、それ以前よりアイヌ交易の拠点であった。松前独特の商場知行制の武士達は直接商人と向き合い、情報を得、与えていたはずである。

その意味では、この十萬石に遠く及ばない、辺境の小藩は思いの外、上方の読者にとっては、近い都市としての存在であったのではなからうか。この藩での幽霊の怪を言い立てることは、世情を騒がせるくらいがある。やはり、ここでも西鶴のカムフラージュが行われたのではないかと考へる。

#### 四、『西鶴諸国はなし』三話考

『西鶴諸国はなし』巻一の七「狐四天王」が姫路の於佐賀部狐の復讐であることは知られるところであるが、これは『懐硯』巻二の五「椿は生木の手足」の信太の「恨み葛の葉」の怪とともに妖怪の域に達した古狐の怪そのものである。ここまで論じた「年を重ねし狐狸」の仕事を結末とする手法とは異なる。

その手法の典型は『西鶴諸国はなし』巻四の一「形は昼のまね」である。

大坂道頓堀の人形浄瑠璃で人気の太夫、井上播磨少掾の芝居小屋での話。正月興行で好評の源平の合戦、一の谷の逆落としを演じた人形たちが、二月の末の物寂しいある深夜、勝手に動きだし、斬り結び、各々面白い演技をする、これを二人の楽屋番が一晩見ていたという怪奇話である。結末は調べてみれば、古狸の仕業であったというわけである。

当時の人々にとって、人もいないのに人形が昼間のように動いた怪となると世間の耳目をひくこととなる。しか

も、現実に芝居小屋が立ち並ぶ大坂道頓堀である。そのまま、怪異の話として結んでしまつては、いたずらな攪乱だけが引き起こされる。

古代より人形供養があるように、人形に人魂や霊力があると信じる人々の心は現代まで続いている。人形浄瑠璃の『菅原伝授手習鑑』の道真の場合などをあげるまでもなく、このような人形の怪異の噂は実際によく流布していたのではあるまいか。さらに当時の芝居小屋の繁盛からは、大坂道頓堀で囁かれていた実例のある怪異ではなかつたらうか。

そこで西鶴はここでも以下のような事件の顛末を与えている。

あけの日、木戸番・札売ども、大勢掛て、かつて見るに、年へし狸ども、ゆかの下より飛出て、今宮の松原へうせにける。

おそろしきとも中中。(波線は森田)

これも大都市大坂を舞台としたゆえに「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」の手法が用いられているといえるのはなかるうか。

『西鶴諸国はなし』巻二の一「姿の飛のり物」は、その手法の変則例といえる。

摂津池田の呉服神社の山に二十二、三の美女が乗った女乗物が置き去りにされていた。ところが、翌朝には瀬川に移っており、そこに夜、馬方の荒男たちが忍んで来る。しかし、乗物から蛇が出て食いつき、男たちはその年一杯苦しむほどの難病に襲われる。その後も乗物は芥川、松尾神社、丹波と場所を変え、美女も禿や翁や目鼻なしの老婆に姿を変える。これが久我暇の飛び乗物であるとするが、最後に橋本、狐川に火の玉が出たことを伝える、という怪奇話である。

かつて、この二次的な恐怖の読み方が、一つの事実に対し、人々の噂が噂を呼び、恐怖を増幅していくという図式

にあるとし、それが同じく卷二の六「男地蔵」で京都の風体のわからぬ謎の男の場合でも確認できるとし、「人」が「人」を「ばけもの」にしてしまう例として論じたが<sup>6)</sup>、恐怖の本質はそこにある。摂津を中心とした畿内は、都市部であり、人が多い。人の多さが噂となって「ばけもの」を作り出したのである。これも当時、実際に広まった怪奇話ではなかったかと考える。

しかし、一時的な怪異物としての読み方では、その怪異現象は上方に出現するだけに上方の読者は薄気味悪い。そこで次のような結末となるのである。

陸繩手の、飛乗物と申伝えしは、是なり。慶安年中迄は、ありしが、いつとなく絶て、「橋本・狐川のわたりに、見なれぬ玉火の出し」と、里人の語りし。

ここであげる「狐川」は単に『雍州府志』や『山城名跡巡行志』が伝えるような伝説的な川の名前ではないであろう。「狐」と「玉火」が付け合いとして、狐火を指し示しているだけでも不足である。

西鶴は「狐川」を、『好色一代男』卷三の二「恋のすて銀」の中で、世之介が橋本の宿で泊まったときに以下のよう<sup>7)</sup>に使用している。

かやうの類の宿とて、同じ穴の狐川、身は様々に化るぞかし。

右の用例から、「狐川」は地名というより、ダイレクトに「狐」であり、西鶴が読者に「飛のり物」は狐の仕業であると伝えていることがわかる。「姿の」「飛のり物」と題するのも、狐が「姿」をかえ、人々を「化る」<sup>8)</sup>のだという意図ではないかと考える。

そうすれば、この話も「古狐」に関して、直接的表現こそ用いていないが、「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」の手法にあてはまるといえよう。

同様の例が『西鶴諸国はなし』巻三の四「紫女」である。

筑前の国博多の袖の港に三十まで妻帯せず、庵をむすんで精進している男がいた。ある日、その人里離れた庵に紫の衣を身にまとった女がたずねて来て、誘惑された。その後は逢瀬に夢中になり、ただならずやつれていくのを友人の医者にとがめられ、経緯を話すと、それこそ紫女、殺すしかないと言われる。そこで紫女を斬りつけると、山の洞穴に姿を隠したが、その後も妖異の姿で現れるので国中の僧侶を集め供養したところ、姿を消し男も命が助かった、という怪奇話である。

この「紫女」が狐の怪であることは、『和漢三才図会』巻三十七「狐」の項に

三才図会云狐、古淫婦所化<sup>ス</sup>其名曰紫<sup>ト</sup>。

と「紫」が狐の化けた淫婦の名であることを記していることなどから明らかである。

しかし、当時の読者が「紫」としただけで「狐」を連想できたかと言うと、それは極めて難しかったと言わざるを得ない。

大半の読者にとって、この化け物語は、紫の衣をまとった淫婦の怪異話として読むのであり、それが博多を舞台としており、正体は狐か狸か貉であると読んだはずである。そのように推論するのも化け物の正体があらわれたときの箇所が

ぬきうち<sup>ニ</sup>たたみかくれば、其ま<sup>ニ</sup>まに消か<sup>ル</sup>、面影<sup>ヲ</sup>したひ行<sup>ニ</sup>、橘山<sup>ノ</sup>はるか、木深き洞穴<sup>ニ</sup>入りける。

とあることにのみよるからである。

当時、またはそれ以前にでも「橘山」が狐の名所であれば別であるが、「木深き洞穴」だけで正体が狐と断定することは難しい。

西鶴も承知の上で、「木深き洞穴に入りける」としたのであり、この話を特に狐の怪異話として形成する意志はあつても、読者にまで狐に限定して読んで欲しいというところまで企図はしていなかつたはずである。

実際に巷間に出まわつた題材があつたかどうかも含めて、博多は西国の大都市であり、その地にかような幽霊女の話があつたとするのは、はばかられたはずである。

そのための結末が「木深き洞穴に入りける」であるとすれば、これも「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」の手法の一つではないかと考えるのである。

## 五、おわりに

「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」以下分析したように、却を経た怪異を狐狸の仕業として、まとめることは、ある種、常套の方法であつたことがわかる。

ただ、そう結論するには、当時の人々にとつて、怪異現象の正体が却を経た狐狸であつたという種明かしが、非日常的な怪異現象の領域ではなく、至極日常的な結末として受け止められていたという確認が必要である。具体的に言えば、「幽霊の正体見たり枯れ尾花」と同じレベルで「幽霊」の正体が狐狸だつたということでの心理的安堵感を得ていたという事実が大前提なのである。

だが、この大前提はあながち独善的なものではなからう。

例えば、『本朝桜陰比事』巻三の三「井戸は則末期の水」には、隣家の井戸水の人気をなくそうと、我が家の清水で儲けていた老人が赤熊をかぶり、鬼の面で隣家の井戸に来た人々を驚かせ、怯えさせていた事件がある。その真相を知らぬ隣家の主人は「定めて狐狸の業ならん」と親類とともに待ち伏せ、鬼の姿の老人を叩き殺してしまうのであ

る。老人と知って後悔するのであるが、ここで問題になるのは、「定めて狐狸の業ならん」と思えば、異形の怪とも格闘していることである。異形の怪の正体が狐狸であれば、安堵して攻撃にまだまわる心理的優位を得ている事實は右の解答になるのではあるまいか。

迷信が信じられた時代では、怪の正体を暴いたり、作り上げ、その妄を正すことが必要であったことは、『古今百物語評判』（貞享三年刊）の山岡元隣と弟子との問答を見ても明らかである。『武道伝来記』巻五の四「火燵も歩く四足の庭」で、ある武士が怪と戦ったはずが、その正体がこたつの下の飼犬であったと笑い話にされたことが事件の発端となっているのは、その逆の滑稽さなのである。

怪の正体がわからず、庶民は恐怖を抱くのに、武士や剛毅の者は怪と戦う。『武家義理物語』巻一の四「神のとがめの榎木屋敷」で剛毅な武士が化け物屋敷を拝領して靱の怪と戦ったり、『武道伝来記』などに多い、肝試しとしての怪との遭遇は非日常なのである。

むしろ、怪を見れば怪に怯え、怪を聞けば怪の恐怖を人に話すことで怪に怯える共同体を形成しようとする、その消極的な姿が日常である。それは町民に限らず、武士として内より表すか否かだけの違いで同じなのである。すなわち、読者は怪に怯えるのである。

作品の怪異を楽しむ読者にとっても、怪に遭遇した恐怖のままでは、落ち着かない。人心を日常に戻すには、「是皆、年を重ねし狐狸の業ぞかし」という装置が必要だったのである。

これを西鶴の手法の一つとすれば、作品全体がオープン・エンドではなく、祝言形式で「四海波静かに」終わる方法に通じるかも知れない。

つまりは、この読者を怪の世界から日常に戻すことが、西鶴の一つの方法であり、西鶴の意識の中に「人民を妖

惑]しないという自主規制が働いていたあらわれなのである。

この自主規制が一連の出版統制令によるのか、自己の自然発生的なモラルによるのかは不明と言えば不明であるが、都市という幕府の目と向き合いやすい舞台を選んだ場合に用いられていることに注目すれば、西鶴と出版統制令を皆無ということはできないであろう。

ここに出版統制令と都鄙の問題、上方中心の読者論という問題が課題として残ったことを報告し、論を終えたい。

注(1) 「出版取り締まり令と禁書」『江戸の禁書』(吉川弘文館 一九八二年刊)

(2) 二〇〇二年六月逝去。明石市大久保町大窪在住。実家の池内氏(明石市上ノ丸)は、八代藩主松平若狭守直明公が明石藩に転封の際、越前大野よりつき従ったと伝えられている。江戸時代の池内家の屋敷とその祠との距離は、直線で二〇〇メートルと離れていない。

(3) 篠原進氏は「『男色大鑑』の(我)と方法」(『青山語文』第二十七号 一九九七年刊)の中で卷二の二「傘持てもぬるる身」を取り上げられ、「明石の殿」左遷事件との関連を指摘されている。当時の読者に明石の不祥事を暗示した可能性もあるが、当時の八代藩主松平若狭守直明は、歴代明石藩主で最も名君の誉れ高く、近隣諸藩での評判も良かったとされている。むしろ、作品化することは自粛したのではないかと考えるが、推論の域を出ない。

(4) 島津忠夫氏、吉江久弥氏などが『宇治拾遺物語』巻八ノ六「獵師仏ヲ射事」との関係を指摘されている。

(5) 吉江久弥氏は『お伽物語』巻三ノ二「ふるためきを射る事」が典拠である可能性を指摘されている。〔本朝二十不孝〕『西鶴文学研究』(笠間書院) 一九七四年刊)

(6) 拙稿「西鶴諸国はなし」試論(上)——「人はばけもの」論——『日本文学研究』第五十一巻第三号 一九九九年刊

なお、テキストには「対訳西鶴全集」(明治書院)を用い、旧字等適宜改訂した。

(もりた まさや・関西学院大学文学部教授)